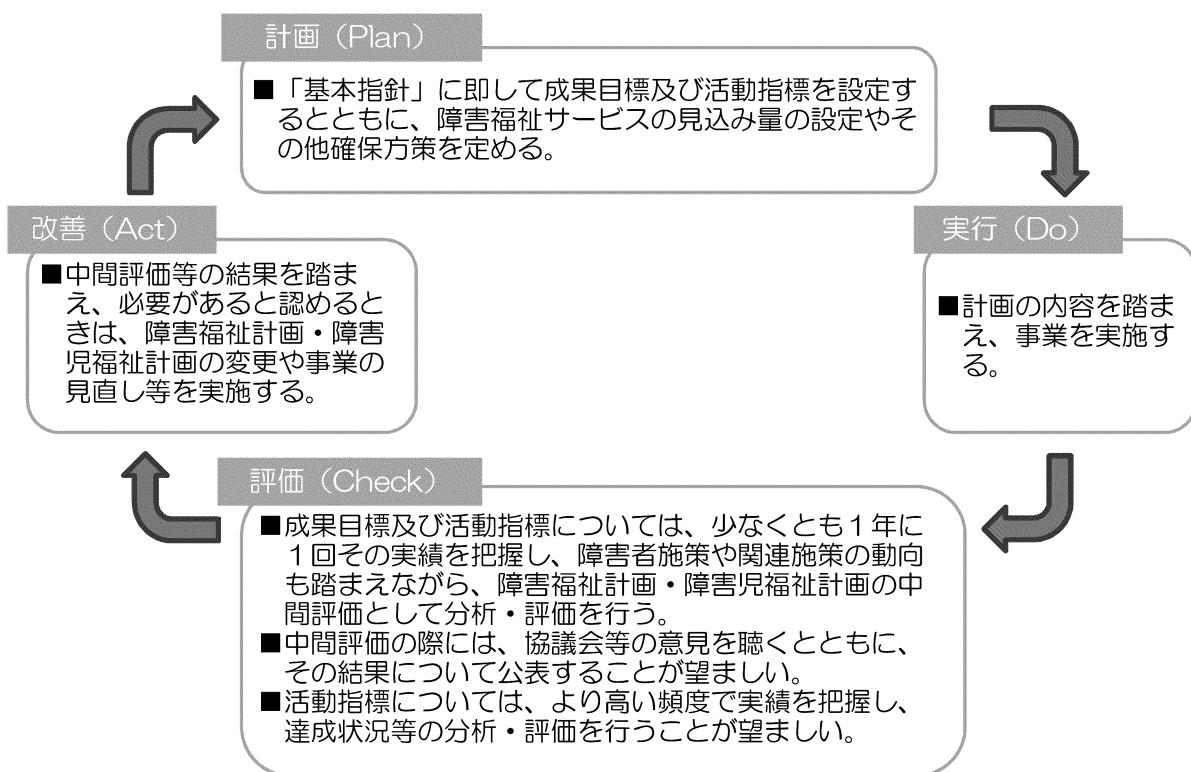


# 第3部 計画の進行管理

## 1. P D C Aサイクルの導入

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に1回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる（P D C Aサイクルの導入）とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

〈P D C Aサイクルのプロセスのイメージ〉



## 2. 本市における進行管理

本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、評価・意見を求めます。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正、社会状況の変化、市民や地域など多様な主体との連携・協働による地域共生社会の実現に向けた取組などの進捗を注視しながら、必要に応じ計画の見直しの検討も行います。

なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありません。今後の市の財政状況による制約により、変更を行うこともあります。

